

工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名
2 工 事 場 所
3 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
4 請 負 代 金 金 円
うち取引に係る消費税 金 円
及び地方消費税の額
5 契約保証金
6 前 金 払 有 ・ 無
7 中間前金払 有 ・ 無
8 部 分 払 有 ・ 無
9 解体工事に要する費用等
(1) 分別解体等の方法 別添のとおり
(2) 解体工事に要する費用 別添のとおり
(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別添のとおり
(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 別添のとおり
10 その他特定条件

この契約は、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を得るまでの仮契約とし、市議会の議決を得たときから本契約として効力を有する。なお、この仮契約が市議会で否決されたときは無効とし、吉川市は一切の責任を負わない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
氏 名 吉 川 市
市 長

受 注 者 住 所
氏 名

㊟